

福岡市保健福祉審議会 第5回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成 21 年 1 月 14 日 (水) 16 : 00 ～

場 所 アクロス福岡 7 階 大会議室

I 開会

1. あいさつ

II 審議事項

1. 福岡市高齢者保健福祉計画（答申案）について
 - （1）第 4 期計画期間（平成 21～23 年度）の第 1 号被保険者の保険料について
 - （2）パブリック・コメントにおける意見への対応について

III 報告事項

1. 国の動向について
2. 地域包括支援センターの愛称決定について

IV 閉会

福岡市保健福祉審議会

第5回高齢者保健福祉専門分科会資料

資料 1 福岡市高齢者保健福祉計画(答申案)について

・・・ 1

1. 第4期計画期間(平成21～23年度)の第1号被保険者の保険料について
 - (1) 介護報酬改定等の状況
 - (2) 第4期の第1号保険料の設定
2. パブリック・コメントにおける意見への対応について
 - (1) 市民意見の提出状況
 - (2) 市民意見の要旨と意見への対応
 - (3) 高齢者保健福祉計画(答申案)における変更点

資料 2 国の動向について

・・・ 29

資料 3 地域包括支援センターの愛称決定について

・・・ 31

別冊資料 1 福岡市高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)の策定について(答申案)

別冊資料 2 平成21年度介護報酬改定の概要

福岡市高齢者保健福祉計画（答申案）について

1. 第4期計画期間(平成21～23年度)の第1号被保険者の保険料について(案)

(1) 介護報酬改定等の状況

① 介護報酬改定の状況

介護従事者の処遇改善に向け、地域区分の報酬単価の見直しなどの介護報酬の改定(諮問・答申)が行われたが、報酬改定後の本市の第4期の保険給付費(3年間合計)は、1,962億8百万円となる見込みである。

支出区分	H21	H22	H23
介護給付費	62,880	65,370	67,958
在宅サービス経費	35,831	37,833	39,907
施設サービス経費	23,827	24,257	24,680
その他の経費	3,222	3,280	3,371

② 介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、それに伴う保険料上昇分について平成21年度全額、平成22年度半額が国から交付される。

(福岡市の交付見込額 5億1千万円)

※なお、当該交付金については、現在国会審議中であり、留意が必要である。

(2) 第4期の第1号保険料の設定

介護保険料については、介護給付費準備基金の活用等により、基準額は第3期と同額(4,494円/月)に3年間据え置くこととする。

① 介護給付費準備基金等の活用

介護給付費準備基金(第3期介護保険料剰余金)については、平成18・19年度の剰余金に平成20年度の剰余金見込み(2億8千万円)を加えた額から12億3千8百万円を繰り入れ、併せて介護従事者処遇改善臨時特例交付金5億1千万円を用いて保険料の上昇を抑える。

<参考>計画(素案)

- ・平成18・19年度の剰余金約10億3千万円を繰り入れる。

② 新設する段階の乗率の設定

新設する段階の乗率(基準額に対する割合)については、次のように設定する。

- ・第4段階の特例割合 0.93
- ・新第5段階 1.10

<参考>計画(素案)

- ・第4段階の特例割合 0.91 ～ 0.95
- ・新第5段階 1.08 ～ 1.15

＜所得段階別の第1号被保険者保険料＞

○第4期（案）

区 分			第4期 平均対象者数	構成割合	保険料月額	乗率
第1段階	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給の方	12,550 人	5.1%	2,247 円	0.50
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	46,262 人	18.8%	2,247 円	0.50
第3段階		第1段階・第2段階以外の方	32,312 人	13.2%	3,370 円	0.75
特例割合	世帯課税	市民税本人非課税で，課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	39,910 人	16.3%	4,179 円	0.93
第4段階		市民税本人非課税で，特例割合以外の方	23,778 人	9.6%	4,494 円	1.00
第5段階		市民税本人課税の方（合計所得金額125万円以下）	22,389 人	9.1%	4,943 円	1.10
第6段階		市民税本人課税の方（合計所得金額125万円超200万円未満）	27,002 人	11.0%	5,617 円	1.25
第7段階		市民税本人課税の方（合計所得金額200万円以上300万円未満）	20,027 人	8.2%	6,741 円	1.50
第8段階		市民税本人課税の方（合計所得金額300万円以上600万円未満）	12,545 人	5.1%	7,864 円	1.75
第9段階		市民税本人課税の方（合計所得金額600万円以上）	8,758 人	3.6%	8,988 円	2.00
合 計			245,533 人	100.0%		

(基準額)

○第3期（平成20年度）

区 分			対象者数	構成割合	保険料月額	乗率
第 1 段階	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給の方	11,742 人	5.1%	2,247 円	0.50
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	42,815 人	18.6%	2,247 円	0.50
第 3 段階		第 1 段階・第 2 段階以外の方	30,699 人	13.4%	3,370 円	0.75
激変緩和	世帯課税	本人非課税，世帯員が税制改正（※）により課税の方	2,968 人	1.3%	4,089 円	0.91
第 4 段階		市民税本人非課税の方	56,618 人	24.6%	4,494 円	1.00
激変緩和		S15.1.2以前生まれで税制改正（※）により課税の方	14,896 人	6.5%	4,853 円	1.08
第 5 段階		市民税本人課税の方（合計所得金額200万円未満）	31,314 人	13.6%	5,617 円	1.25
第 6 段階		市民税本人課税の方（合計所得金額200万円以上300万円未満）	18,737 人	8.2%	6,741 円	1.50
第 7 段階		市民税本人課税の方（合計所得金額300万円以上600万円未満）	11,737 人	5.1%	7,864 円	1.75
第 8 段階		市民税本人課税の方（合計所得金額600万円以上）	8,194 人	3.6%	8,988 円	2.00
合 計			229,720 人	100.0%		

(基準額)

※平成18年度から実施されている個人住民税に係る老年者非課税措置の廃止。

平成21年度介護報酬改定の概要(抜粋)

I 基本的な考え方

1. 改定率について

近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあり、本年の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立したところである。

こうした状況を踏まえ、平成20年10月30日に、政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成21年度介護報酬改定率を3.0%とすることが決定された。

(参考)

介護報酬改定率 3.0% (うち、在宅分1.7%、施設分1.3%)

2. 基本的な視点

平成21年度の介護報酬改定については、次の基本的な視点に立って改定を行う。

(1) 介護従事者の人材確保・処遇改善

介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、介護従事者の処遇改善を進めるとともに、経営の効率化への努力を前提としつつ経営の安定化を図ることが必要である。

このため、

- ① 各サービスの機能や特性に応じ、夜勤業務など負担の大きな業務に対して的確に人員を確保する場合に対する評価
- ② 介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対応として、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価
- ③ 介護従事者の賃金の地域差への対応として、介護報酬制度における地域差の勘案方法(地域区分毎の単価設定)等の見直しを行う。

(2), (3) 略

II 各サービスの報酬・基準見直しの内容

1. 介護従事者処遇改善に係る各サービス共通の見直し

(1), (2) 略

(3) 地域区分の見直し

介護従事者の給与は地域差が大きく、大都市部の事業所ほど給与費が高く経営を圧迫する傾向にあることを踏まえ、地域差を勘案する人件費にかかる職員の範囲を「直接処遇職員」から「人員配置基準において具体的に配置を規定されている職種の職員」に拡大し、人件費の評価を見直す。また、経営実態調査の結果を踏まえて、サービス毎の人件費割合について見直すとともに、各地域区分の報酬単価の上乗せ割合についても見直す。

<人件費割合>

[現 行]		[見直し後]	
60%	訪問介護／訪問入浴介護／通所介護／特定施設入居者生活介護／夜間対応型訪問介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／居宅介護支援	70%	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／短期入所生活介護／短期入所療養介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	55%	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護
40%		45%	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスについては、いずれも介護予防サービスを含む。

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

<現行>

(福岡市)

区 分		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割 合	60%	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	40%	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10円

<見直し後>

(福岡市)

区 分		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費 割 合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23	10円

以下略

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとして、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行う。

（内容）

- プラス3.0%の介護報酬改定により介護従事者の処遇の向上を図る。
- このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じることとし、

改定による平成21年度の上昇分の全額

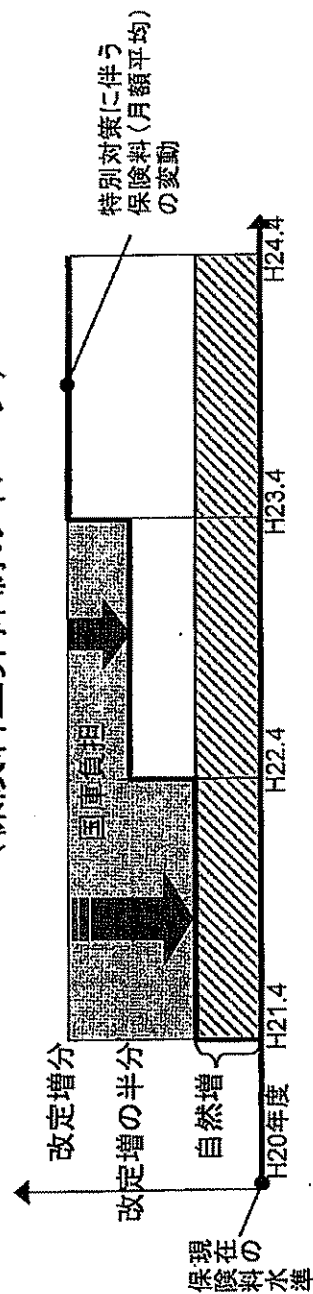
改定による平成22年度の上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、財政の厳しい組合等に限定して交付。

（所要額） 1,154億円

（保険料上昇抑制のイメージ）



2. パブリック・コメントにおける意見への対応について

(1) 市民意見の提出状況

平成 20 年 12 月 1 日から 26 日を期間としてパブリック・コメントを実施するとともに、期間中に各区において市民説明会を実施した。

◎ 意見提出数：71 件

(内訳) パブリック・コメント手続きに則って提出された意見：46 件

市民説明会において口頭により提出された意見等：25 件

意 見 概 要		件数
第 2 章 高齢者を取り巻く現状と課題		
	高齢者の生活実態の分析に関する意見	1
第 4 章 高齢者保健福祉施策の総合的な推進		
1. 健康でいきいきとしたシニアライフの実現		
	社会参加活動への支援施策に関する意見	8
	社会参加活動の環境整備に関する意見	3
	高齢者の就業への取り組みが重要という意見	1
	特定高齢者の決定に関する意見	1
2. 要介護高齢者の総合支援の充実		
	住み慣れた地域で暮らすためにはサービスの選択が十分に保障される必要があるという意見	1
	在宅介護を中心とした施策を求める意見	1
	在宅介護より施設介護の充実を求める意見	1
	介護老人福祉施設等の課題を明確にという意見	1
	認知症高齢者への支援に関する意見	2
	権利擁護施策の充実を求める意見	2
	介護サービス事業所の第三者評価に係る費用の低減を求める意見	1
	家族介護者への対応が必要との意見	1
3. 地域生活支援体制の充実		
	地域包括支援センターに関する意見	3
	地域ネットワーク体制の構築に関する意見	10
4. 安全・安心な生活環境の向上		
	高齢者の居住支援を求める意見	1
	都市環境のバリアフリー化を求める意見	1
第 5 章 サービス量の見込みと確保方策		
	在宅サービスの充実を求める意見	3
	施設サービスの充実等を求める意見	6
	介護サービス利用における低所得者への助成を求める意見	1
	平成 18 年度の介護保険法改正に伴う影響に関する意見	2
	介護サービスの質の向上に関する意見	2

第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号保険料の考え方		
	介護保険事業費に関する意見	1
	介護保険料が高い，所得の低い段階への配慮を求める意見	4
	介護サービス利用者の介護保険料負担が理解できないという意見	1
その他		
	基本理念や取り組みの視点が社会全般に広く浸透してほしいという意見	1
	全ての人が満足するような福祉を求める意見	1
	高齢者の「性」に関する意見	1
	介護認定段階を多く細かくしてほしいという意見	1
	介護サービス従事者の待遇条件改善等を求める意見	5
	パブリック・コメント手続き等に関する意見	3

(2) 市民意見の要旨と意見への対応

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
高齢者実態調査に基づく現状について		
1	高齢者の生活実態の分析が欠けているのでは。	【原案どおり】 高齢者の保健福祉に関するニーズや意識などを把握するため、平成19年度に「福岡市高齢者実態調査」を実施しています。 P9～17に、調査の主な分析結果について記載しています。

第4章 高齢者保健福祉施策の総合的な推進

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現について		
2	市内の休耕地を高齢者が借りられるよう市が仲介を。	【原案どおり：事業推進の中で検討】 P25に記載のとおり、高齢者が教養をさらに高め、文化・スポーツ、地域活動を通じて高齢期を豊かで健康的な生活を維持できるよう支援を進めていくこととしており、今後、施策の実施段階で様々な支援方策について検討していきます。
3	気力や体力が減退している高齢者で移動手段が容易に確保できない方は、老人教室など高齢者を対象とした学習会やイベントに参加できていない。 移動教室用バスをつくり、各町内を訪問して学習会等を開催してはどうか。	【原案どおり】 P25に記載のとおり、自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような、高齢者の社会参加のあり方を考えるなかで検討していきます。
4	介護予防の観点から老人クラブ活動への支援が重要である。計画には具体的な支援内容を明記してほしい。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P25に記載のとおり、福岡市老人クラブ連合会が魅力ある老人クラブづくりを目指して策定した「福岡市老人クラブ活性化プラン」の推進を支援しながら、老人クラブの活性化を推進するとともに、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える友愛訪問などの地域に密着したボランティア活動を支援することとしています。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
5	単位老人クラブへの補助基準や補助金額の見直しを検討してほしい。	【原案どおり】 P25 に記載のとおり，自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような，高齢者の社会参加のあり方を考えるなかで検討していきます。
6	単位老人クラブへの補助金額を増額してほしい。	
7	福祉バスの利用回数を減らして利用時間を延長するよう検討してほしい。	
8	福祉バスは現状の内容でかまわないので是非継続してほしい。	
9	高齢者を対象とした学習会やイベントの際に，福祉バスを参加者の送迎用バスとして利用できるよう検討してほしい。	
10	「老人クラブ」や「老人いこいの家」の「老人」という名称を変えてはどうか。	
11	施設管理や連携のために，老人福祉施設や老人保健施設などに「いこいの家」を併設してはどうか。	【原案どおり】 P27 に記載のとおり，老人いこいの家を社会参加活動の場として，健康教室，介護予防をはじめ，世代間交流や子育て支援活動に積極的に活用することとしています。
12	もっと高齢者と児童のふれあい交流ができるよう，区ごとに「児童センター」を整備してほしい。	
13	就業している人で介護の必要な方は少ないことから，就業への取り組みが重要。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P29 に記載のとおり，高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援をすることとしています。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
14	特定高齢者はどのような基準で決定されるのか。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P99 の用語解説を下記のように修正します。 要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。 <u>65 歳以上の要介護認定を受けていない人のうち、生活機能の低下をチェックする 25 項目の基本チェックリストで国の定めている基準に該当する場合、特定高齢者の候補者となる。この特定高齢者候補者の中から、基本チェックリスト及び医師が行う生活機能の確認の結果等を踏まえ、地域包括支援センターが特定高齢者決定者と決定する。</u>
要援護高齢者の総合支援の充実について		
15	介護に疲れている人への対応が必要だと考えるが。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P36 に記載のとおり、在宅において支援や介護が必要な度合いに応じたきめ細かなサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活が続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減を推進することとしています。 具体的には、「あんしんショートステイ」や「家族介護者のつどい」などにより、家族介護者の負担軽減や心身のリフレッシュを図っていきます。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
16	「住み慣れた地域で暮らす」ためには、在宅サービスや施設サービスの選択が十分に保障される必要がある。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P36・42・43に記載のとおり、在宅において支援や介護が必要な度合いに応じてきめ細かなサービスの充実を図るとともに、在宅での生活が困難な高齢者に対して適切な施設・居住系サービスを提供します。 また、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実を図るとともに、日常生活圏域における適正配置に留意しながら認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を推進するなど、住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。
17	多くの人は、住み慣れた地域で最後までと思っており、市の方針も在宅中心にやってほしい。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P36に記載のとおり、要援護高齢者の支援については、高齢者が支援や介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活が続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減を推進することとしています。
18	自宅介護より施設介護の充実を。 公的介護施設の増設を。	【原案どおり】 P36・P43に記載のとおり、要援護高齢者の支援については、高齢者が支援や介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活が続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減を推進します。 また、P72・73に記載のとおり、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスについては、今後の高齢者の増加、特に認知症高齢者の増加を踏まえ、計画に基づき適切な整備を図ります。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
19	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や養護老人ホームの課題を明確にすること。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P42 に記載のとおり，介護老人福祉施設を含む介護保険施設は，在宅での生活が困難な高齢者に対して，身体・生活状況に適切に対応できるよう計画的な施設整備の推進が求められています。
20	サービス事業所の第三者評価について，事業所は赤字経営に喘いでおり評価料の負担が重くのしかかっている。評価料の引き下げを検討してほしい。	【原案どおり】 P46 に記載のとおり，サービスの質の向上と市民への情報提供に努めます。 なお，本市独自の第三者評価制度については，事業者の負担軽減を目的に評価料の助成を行うとともに制度の効果的な運用方策を検討することとしています。 一方，地域密着型サービスの外部評価については，福岡県が評価料を設定して実施されています。
21	認知症高齢者の発見や介護サービスに至るまでの流れを円滑にするための統括的な役割を誰が果たすのか不明確。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P47 ②施策の方向性と展開の表現を下記のように修正します。 ……地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを，<u>保健福祉センターを中心として関係機関・団体と連携しながら構築するとともに……</u>努めます。
22	キャラバン・メイトや認知症サポーターは誰がするのか。 認知症サポーターはどういう事をするのか。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P49 の表現を下記のように修正します。 認知症高齢者や……「認知症キャラバン・メイト」を認知症の専門研修修了者や介護サービス従事者等を対象に養成するとともに，養成されたメイトが講師役となって，認知症高齢者等や家族<u>へ</u>の声かけ・見守りなどを行う「認知症サポーター」の養成を<u>市民・企業等へ</u>行い，……を図ります。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
23	成年後見制度は、使いやすい制度に整備していくことが必要。 また、広報・啓発が不十分。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P50 の表現を下記のように修正します。 ……市長申立による支援を行うとともに、<u>関係機関・団体との連携を強化し、成年後見制度の広報・普及を図ります。さらに、成年後見制度等の相談から利用に至るまでの支援や手続きが円滑に行われるよう、相談窓口体制の充実・強化など、相談・支援体制のあり方について検討します。</u>
24	虐待などの権利侵害について、地域包括支援センターの役割を拡充するなど行政としての積極的な対応を期待する。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P51 に記載のとおり、身体的虐待などに対して、地域包括支援センターや各保健福祉センターで相談・見守り、関係機関・団体と連携した対応を行うこととしています。 また、P52 に記載のとおり、平成 21 年度に地域包括支援センターを 28 箇所から 39 箇所に増設し、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化に努めるとともに、地域包括支援センターにおける処遇困難事例などに対して各区役所が積極的に支援することにより、同センターの円滑な運営を確保することとしています。
地域生活支援体制の充実について		
25	問題が起きたときにスムーズに対応する仕組みを考えてもらいたい。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P52 に記載のとおり、地域包括支援センターを平成 21 年度に 28 センターから 39 センターに増設するとともに、各区役所が地域包括支援センターにおける処遇困難事例などを積極的に支援することにより、支援体制の充実・強化を図り、同センターの円滑な運営を確保することとしています。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
26	地域包括支援センターの増設に伴い、職員体制の充実や研修時間の確保が必要。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P52 に記載のとおり、地域包括支援センターを平成 21 年度に 28 センターから 39 センターに増設するとともに、各区役所が地域包括支援センターにおける処遇困難事例などを積極的に支援することにより、支援体制の充実・強化を図り、同センターの円滑な運営を確保することとしています。
27	地域包括支援センターの配置は、場所・交通などの利便性を考慮してほしい。	【原案どおり】 地域包括支援センターの 39 の圏域については、交通の利便性や地域のつながりなどを総合的に勘案して設定しています。 また、地域包括支援センターの設置場所についても、交通の利便性を含めた市民の皆様の利便性を考慮して検討しています。
28	地域におけるネットワークは、構成メンバーの対応で自主的な参画で協働が広がっていくもの。民生委員をサポートする人材ではなく、民生委員とともに活動する人材の育成が必要ではないか。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P55 2 段目を下記のとおり修正します。 ……負担が増大している民生委員・児童委員を地域においてサポートする<u>とともに共働して活動する</u>人材の育成を進めます。
29	民生委員・児童委員を地域においてサポートする人材とは、具体的にどういう人か。	【原案どおり：ただし、上記の意見を踏まえる】 たとえば、「ふれあいネットワーク」や「ふれあいサロン」などの地域活動において、民生委員・児童委員とともに活動する地域ボランティアを想定しています。
30	民生委員・児童委員をサポートする人材の育成には、ボランティアに対する予算措置と、民生委員・児童委員の仕事の増加に伴う措置として増員する必要があるのではないかな。 社会福祉協議会活動は全てボランティアによる活動となっている点も予算的に改善する必要があるのではないかな。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P54 に記載のとおり、日常生活支援を行う「ふれあいネットワーク」、「ふれあいサロン」、「友愛訪問」など地域の地域住民による自主的な活動が全小学校区で実施されるよう支援しながら、地域の低下した地域コミュニティ意識を掘り起こして地域の活性化を図ることとしています。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
31	家の中に閉じこもって地域の行事に参加しない人や公的サービスを受けずにがんばっている人を救ってほしい。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P54 に記載のとおり，地域で生活する高齢者やその家族をはじめ，認知症高齢者や社会から孤立した一人暮らし高齢者に対する見守りや支援を行うため，地域と保健・医療・福祉・介護等の関係機関，団体が相互に連携した総合的な支援体制の構築を図ることとしています。
32	地域において，自ら声を出さない高齢者に対してどのように働きかけるのか。	【原案どおり】 「ふれあいネットワーク」などによる見守り，「ふれあいサロン」や敬老会などの地域での催しへの参加を呼びかけていただくなどのほか，道で出会った際のあいさつなども重要な働きかけになると考えています。
33	町内会や老人クラブなどを地域の人材が積極的に参加し能力を発揮できるような自治能力と実行力をもった組織としていくことが必要で，そのためには人材の発掘や自治意識の高揚など行政の強力な支援が必要と考える。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P54 に記載のとおり，日常生活支援を行う「ふれあいネットワーク」，「ふれあいサロン」，「友愛訪問」など地域の地域住民による自主的な活動が全小学校区で実施されるよう支援しながら，地域の低下した地域コミュニティ意識を掘り起こして地域の活性化を図ることとしています。
34	これからは，地域コミュニティの形成が非常に重要になってくると思うが，住民参加型にするためには，行政のフォローが必要である。	
35	老人クラブや社会福祉協議会，民生委員・児童委員などの組織的な横の連携ができていないことから，行政としてフォローしてほしい。	
36	老人クラブや社会福祉協議会，民生委員・児童委員などとの連携強化により，よりよい地域ネットワークづくりを進めてほしい。	

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
37	昨今、高齢者を狙った悪質商法による消費者トラブルも深刻化していることから、取り組みが必要ではないか。	【意見の趣旨に基づいて修正】 P54②施策の方向性と展開 3行目を下記のとおり修正します。 ……高齢者の犯罪被害や消費者トラブルの防止などに取り組むため、……。
安全・安心な生活環境の向上について		
38	市営住宅の入居では高齢者の入居が非常に厳しい状況にあるため、改善する必要があるのではないか。	【原案どおり】 P56に記載のとおり、市営住宅の入居者募集においては、高齢者世帯や単身高齢者世帯に対する優遇措置が設けられています。
39	鉄道駅周辺の主要施設までの経路のバリアフリー化については、駅周辺や国道はかなり改善されているが、枝線道路のバリアフリー化も是非お願いしたい。	【原案どおり】 P58に記載のとおり、高齢者等すべての人が安全かつ円滑に地域コミュニティに参加することができるよう、「福岡市交通バリアフリー基本方針」を見直すとともに、同方針に基づいてバリアフリー化を促進していきます。

第5章 サービスの量の見込みと確保方策

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
サービスの量の見込みと確保方策について		
40	医療が必要な要介護者は増加しているが、介護老人福祉施設の短期入所で対応できないケースも多く、短期入所療養介護が不足している。	【原案どおり：事業推進の中で検討】 短期入所療養介護については、現在、介護老人保健施設や介護療養型医療施設において提供していますが、平成20年度の指定基準の見直しや介護療養型医療施設の転換の動向を踏まえ、今後のニーズを把握しながら必要に応じて検討していきます。
41	小規模多機能型居宅介護の重点的な早期充実の推進を。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P68・74に記載のとおり、今後の要介護者の増加を踏まえ、平成20年9月現在の14指定事業所を平成23年度までに日常生活圏域数と同程度の39事業所となるよう基盤整備に努めます。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
42	市が実施している任意事業の介護支援専門員への周知が不十分。	【原案どおり】 P86 に記載のとおり、介護サービス計画の質の向上を図るため、介護支援専門員へ介護保険サービスだけでなく高齢者保健福祉サービスや地域ボランティア活動などの情報を積極的に提供します。
43	第4期介護保険事業計画では、現在の介護保険施設の待機者さえ入所できないのではないか。	【原案どおり】 P42 に記載のとおり、介護保険施設・居住系サービスについては、在宅での生活が困難な高齢者に対してサービスを提供することとしています。また、P68 に記載のとおり、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の合計利用者数は高齢者人口の伸びに応じ各年度の高齢者人口に平成 19 年度の利用状況(2.5%)を乗じて見込んでいます。 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、平成 23 年度までに定員で 3,800 人、また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、平成 23 年度までに定員で 1,656 人となるよう計画的に整備します。 なお、介護保険施設の利用は要介護 4・5 の人の割合が平成 26 年度において 70%以上とする目標（参酌標準）があります。
44	介護保険施設の待機者の実態を踏まえた計画となっているのか。	
45	施設の待機者をなくすための対策はどうなっているのか。	
46	施設サービスはどの程度充実されるのか。	
47	予防的な申込や複数の施設に申し込んでいるケースもあることから、施設サービスの見込みについては待機者の分析が必要。	【原案どおり】 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用申込者（待機者）の分析については、年 2 回施設に利用申込者の状況報告をお願いしています。その中で在宅や施設等の待機場所や要介護度別の状況などを把握していますが、今後とも利用申込者の的確な状況把握に努めます。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
48	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設が個室ユニット型しか認められておらず、利用者負担の増加から入所できない人が増加している。	【原案どおり】 P74 に記載のとおり、国の指針により介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合はユニット型施設が推進されており、個室化、ユニットケア導入により施設サービスの充実を図ることとしています。 なお、低所得者への配慮の観点から、多床室の整備も必要と考えており、国に対して柔軟な施設整備ができるよう要望を行っています。
49	第3期介護保険事業計画から施設入所者の食費、部屋代等が自己負担となっている。そのため、施設利用ができなくなったと聞いている。 低所得者に対しては経費の助成制度を設ける必要があるのではないか。	【原案どおり】 施設入所者の食費・居住費の負担については、低所得者の負担の軽減の観点から、標準費用を軽減し、その差額を介護保険が補填する補足的給付や社会福祉法人の減免による負担の軽減制度が設けられています。今後とも、低所得者に対する軽減策については国に対して要望していきます。
50	第3期介護保険事業計画から施設入所者の食費等が自己負担となって退所した方が非常に多かったと聞いているが、何らかの支援をする必要があるのではないか。	
51	第3期介護保険事業計画において、要支援1・2及び経過的要支援の人たちへの介護サービスが縮小された結果、福祉用具貸与や訪問介護サービスの切り下げが進んでいるが、これらについて市はどのように把握しているのか。 また、改善計画はどのようなになっているのか。	【原案どおり】 要介護1以下の軽度者の福祉用具貸与については、平成19年度より医師の医学的所見及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより必要な人には貸与が可能となり、また、介護予防訪問介護等については、介護の目標を設定し必要なサービス提供を行うなど、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっています。 本市においては、重度化防止の視点を踏まえ適切に制度を運営していくとともに、必要な制度上の見直し事項については、国へ要望していきます。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
介護保険事業の円滑な推進のための方策について		
52	養護老人ホームや老人福祉施設、老人保健施設などの施設目的に沿った入所者の移動がスムーズにいくような仕組みの検討を。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P86 に記載のとおり、介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るための研修を充実するとともに、介護保険施設事業者の介護支援専門員との連携を促進するなど、今後ともより本人に適切な施設サービスや在宅サービスが提供されるよう努めます。
53	認知症の方へのサービス提供にあたっては、訪問介護員等が短期間に変わるため認知症の方と介護している家族両方のストレスとなっている状況がある。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P86 に記載のとおり、認知症の方の特性を踏まえたサービス提供が行えるよう、介護サービス従事者に対する認知症や権利擁護の研修等の充実を図ることとしています。また、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの基盤整備に努めます。

第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号保険料の考え方

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
第1号被保険者保険料の考え方について		
54	第4期介護保険事業計画の事業費を賄う資金がどこからでるのかははっきりしない。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P93 に記載のとおり、介護保険制度については、負担と給付の関係が明確な社会保険制度として実施しており、サービス利用者の負担が1割で、残り9割を国・県・市の公費と保険料で1／2ずつ負担し、保険料の負担割合は、40歳～64歳が30%、65歳以上が20%と法令で定められています。 また、介護予防を推進し介護保険料の伸びの抑制に努めます。
55	介護保険料が高いと感じている。何とか下がらないのか。	

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
56	介護保険料の所得の低い段階への配慮を。	【意見の趣旨が既に計画にあり】 P95 に記載のとおり、介護保険料は低所得者に対しては軽減した保険料となっていますが、保険料所得段階の第3段階の人のうち、収入・資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第3段階から第2段階に軽減する本市独自の減額制度を第4期においても継続して実施することとしています。
57	介護保険料段階区分の第1及び第2段階は基準額の0.25に引き下げてほしい。	【原案どおり】 介護保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別の定額保険料となっていますが、低所得者の負担軽減の観点から、平成18年度より5段階を8段階へ見直しています。
58	保険料段階の第1段階は無料でもいいと思うが、せめて0.25倍にならないのか。	第1段階と第2段階の乗率(0.5)を現行より引き下げた場合、引き下げとなった保険料はその他の第1号被保険者が負担することとなります。 なお、第1段階、第2段階の低所得者対策については、引き続き国へ要望していきます。
59	介護を受けている人はそれなりに色々な負担があることから、介護を受けながら介護保険料を払うのは理解しがたい。	【原案どおり】 介護保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別の定額保険料となっています。 保険料負担の対象者は法令で定められていますが、要介護者の保険料負担を免除した場合、その費用はその他の第1号被保険者が負担することとなります。 なお、所得が低い人の介護サービス利用時の自己負担については、高額介護サービス費の上限額や施設等での食費・居住費を軽減する措置が設けられていますが、今後とも、低所得者に対する軽減策については国に対して要望していきます。

その他の意見

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
60	基本理念や取り組みの視点が社会全般に広く行き渡って、皆が安心して暮らせるようにお願いしたい。	地域社会が高齢者を取り巻く課題を自らの課題として自主的・主体的に取り組む地域活動を促し、支援するという視点を持って施策の構築や見直しを図りながら、地域社会を共に構成している市民、地域団体、NPO・ボランティア、介護保険施設等介護サービス事業者、医療機関、企業などと共働して本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。 そのため、計画内容や実施状況等の情報について、市民等にわかりやすく多様な手段で提供します。
61	高福祉・低負担が好ましく、全ての人が満足するような福祉のあり方を考えてほしい。ただし、過剰福祉とならないように。	高齢者の生活意識や社会情勢の変化を踏まえながら、世代間、世代内で公平に負担を分かち合い持続可能な制度となるよう、施策の構築や見直しを行っていきます。 なお、国においても、持続可能な社会保障制度の構築と安定財源の確保に向け、中福祉・中負担の社会を目指すとされています。
62	高齢者の「性」についての対応が高齢者保健福祉計画に欠落しているのではないか。	高齢者の生活意識や社会情勢の変化を踏まえ、施策の構築や見直しを行うこととしており、今後とも、情報収集などに努めていきます。
63	介護認定の段階を多く細かくしてほしい。	要介護認定における要介護状態及び要支援状態の区分については「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」で定められており、現在、要介護状態が5区分、要支援状態が2区分の計7区分となっています。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
64	介護サービス従事者の待遇改善をしてほしい。	介護人材の確保については、「高齢者保健福祉専門分科会」においてこれまで提起されてきたところです。 国においては介護従事者の処遇改善に向け、平成 21 年度にプラス 3 % の介護報酬改定を行い、負担のかかる業務や専門性への評価及び介護従事者の定着促進等が図られています。 本市としても、介護現場の実態把握に努め、必要に応じて国に要望していきます。
65	全国的に介護労働者が不足している。特に訪問介護員の不足は低賃金と劣悪な労働条件にある。 市の現状はどのようになっているのか。また、どう改善しようとしているのか。	
66	介護サービス従事者が誇りを持って介護職に従事できるだけの賃金と労働条件の改善に努めるよう国へ要望を。	
67	訪問介護員の労働条件の改善が必要なのでは。	
68	介護サービス従事者の離職問題を「高齢者保健福祉専門分科会」で提起して対応策を審議してほしい。	
69	各校区においても市民説明会を実施してほしい。	パブリック・コメントについては、市民の市政への参画の機会を拡充し、あわせて本市における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市の説明責任が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の推進に資することを目的として、福岡市パブリック・コメント手続き要綱に基づき実施しています。 この要綱では、対象事案の公表する内容、公表の方法、意見の提出期間や受付方法などが規定されています。 なお、成案化された計画については、本市のホームページや出前講座等により周知を図っていきます。
70	計画（素案）の説明は各区での市民説明会で終わりなのか。	
71	市民説明会は意見募集開始前に終わらせて意見を聞くべきではないか。	

(3) 高齢者保健福祉計画（答申案）における変更点

修正前（計画素案）	修正後（答申案）
P26 敬老金・敬老祝品	P26 敬老金・敬老祝品 注記を追加 ※平成 17 年度に制度の見直しを行っています。
P29 シルバー人材センター	P29 シルバー人材センター 事業実績（年間就業率）を追加
P47 ②施策の方向性と展開 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳をもちながら生活することができるよう、医療と介護、地域が相互に密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症研修の充実や適切な福祉・介護サービスを提供するなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。	P47 ②施策の方向性と展開 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳をもちながら生活することができるよう、医療と介護、地域が相互に密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを、 <u>保健福祉センターを中心として関係機関・団体と連携しながら構築するとともに</u> 、認知症研修の充実や適切な福祉・介護サービスを提供するなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。
P49 認知症高齢者や若年性認知症者を地域で見守り・支援する連携体制づくりを推進する「認知症キャラバン・メイト」を養成するとともに、養成されたメイトが講師役となって、認知症高齢者等や家族を見守る「認知症サポーター」の養成を行い、市民への認知症に対する正しい知識の普及啓発や地域包括支援センターと地域のつながりをこれまで以上に強化し、相談機能の充実や地域での見守り機能の強化を図ります。 また、若年性認知症については、市民への正しい知識の普及や新たに介護サービス事業者への研修を実施して適切なケアの普及を図ります。	P49 認知症高齢者や若年性認知症者を地域で見守り・支援する連携体制づくりを推進する「認知症キャラバン・メイト」を <u>認知症の専門研修修了者や介護サービス従事者等を対象に養成するとともに</u> 、養成されたメイトが講師役となって、 <u>認知症高齢者等や家族への声かけ・見守りなどを行う</u> 「認知症サポーター」の養成を <u>市民・企業等へ</u> 行い、市民への認知症に対する正しい知識の普及啓発や地域包括支援センターと地域のつながりをこれまで以上に強化し、相談機能の充実や地域での見守り機能の強化を図ります。 また、若年性認知症については、市民への正しい知識の普及や新たに介護サービス事業者への研修を実施して適切なケアの普及を図るとともに、 <u>若年性認知症に関する施策のあり方を検討します。</u>

修正前（計画素案）	修正後（答申案）
P50 中段 また、身寄りがない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう市長申立による支援を行うとともに、成年後見制度の広報・普及を図ります。	P50 中段 また、身寄りがない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう市長申立による支援を行うとともに、<u>関係機関・団体との連携を強化し、成年後見制度の広報・普及を図ります。さらに、成年後見制度等の相談から利用に至るまでの支援や手続きが円滑に行われるよう、相談窓口体制の充実・強化など、相談・支援体制のあり方について検討します。</u>
P54 ②施策の方向性と展開 地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した一人暮らし高齢者に対する見守りや支援を行うとともに、災害時要援護者への対応や高齢者の犯罪被害の防止などに取り組むため、地域と保健・医療・福祉・介護等の関係機関、団体が相互に連携した総合的な支援体制の構築を図ります。	P54 ②施策の方向性と展開 地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した一人暮らし高齢者に対する見守りや支援を行うとともに、災害時要援護者への対応や高齢者の犯罪被害や<u>消費者トラブル</u>の防止などに取り組むため、地域と保健・医療・福祉・介護等の関係機関、団体が相互に連携した総合的な支援体制の構築を図ります。
P55 2 段目 さらに、地域で活動するボランティアの育成など、負担が増大している民生委員・児童委員を地域においてサポートする人材の育成を進めます。	P55 2 段目 さらに、地域で活動するボランティアの育成など、負担が増大している民生委員・児童委員を地域においてサポートする<u>とともに共働して活動する</u>人材の育成を進めます。
P56 ②施策の方向性と展開 高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅における<u>高齢者の優先的入居</u>など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者の居住支援を推進します。	P56 ②施策の方向性と展開 高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅の<u>入居者募集における優遇措置</u>など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者の居住支援を推進します。

修正前（計画素案）	修正後（答申案）
P60 （１）表側 <u>軽費老人ホーム</u> <u>ケアハウス</u> （２）主な老人福祉事業の目標量の考え方 ○ <u>ケアハウス</u>	P60 （１）表側 <u>経過的軽費老人ホーム ※１</u> <u>軽費老人ホーム ※２</u> 注記 <u>※１ 平成 20 年 5 月 30 日以前に開設した軽費老人ホーム A 型</u> <u>※２ 平成 20 年 5 月 30 日以前に開設したケアハウス</u> （２）主な老人福祉事業の目標量の考え方 <u>（削除）</u>
	P72・73（表） <u>日常生活圏域毎の地域密着型サービスの必要見込量を追加</u>
P73（表） ○ 認知症対応型共同生活介護の定員数	P75（表） ○ 認知症対応型共同生活介護の定員数 <u>日常生活圏域毎の定員数に変更</u>
P91（表） （２）第４期計画期間における保険給付費等の見込み	P93（表） （２）第４期計画期間における保険給付費等の見込み <u>年度別の表に変更</u>
	P94 <u>◎ 第１号被保険者（65歳以上の方）で負担すべき経費（３か年間）を追加</u>
P93 <u>２．第１号被保険者保険料の考え方</u> <u>（１）保険料の段階設定</u> <u>（２）新設する段階の乗率設定</u> <u>（３）介護給付費準備基金の取り扱い</u> <u>（４）基準額（月額）</u> <u>（５）第１号保険料の低所得者への配慮</u>	P95・96 <u>２．第１号被保険者保険料の算出方法</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（１）所得段階別被保険者数</u> <u>（２）第１号保険料の低所得者への配慮</u> <u>（３）第１号保険料の算出方法</u>

修正前（計画素案）	修正後（答申案）
	＜参考＞用語解説 P97 介護従事者処遇改善臨時特例基金 <u>介護従事者の処遇改善に向け、平成21年度３％の介護報酬改定がなされることに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を図るため本市に設置した基金で、保険料の上昇分のうち平成21年度は全額、平成22年度は半額を国費で負担することとされ交付される、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てている。</u>
＜参考＞用語解説 P98 特定高齢者 要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。	＜参考＞用語解説 P99 特定高齢者 要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。 <u>65 歳以上の要介護認定を受けていない人のうち、生活機能の低下をチェックする 25 項目の基本チェックリストで国の定めている基準に該当する場合、特定高齢者の候補者となる。この特定高齢者候補者の中から、基本チェックリスト及び医師が行う生活機能の確認の結果等を踏まえ、地域包括支援センターが特定高齢者決定者と決定する。</u>

国の動向について

要介護認定の見直しについて

1. 見直しの経緯

現在の要介護認定における3つの課題を解決するために見直しが行われた。

- (1) 現行のものは平成13年のデータを使用しており、データが古い。
- (2) 現行の「要支援2」と「要介護1」の振り分けにおいては、一次判定で「要介護1相当」と判定したうえで、介護認定審査会で、「認知の具合」「状態の安定性」「廃用の程度」を基に判定されているが、この手法は煩雑な上に運用上のばらつきが生じていた。
- (3) 調査項目（82項目）が多く煩雑であるため、認定調査の負担軽減の観点から簡素化を図る必要があった。

2. 見直しが行われた点

(1) 認定調査項目の見直し

現在の82項目と新規に6項目を追加し、除外してもケアを提供する時間の推計についての妥当性が担保される23項目を選定し、そのうち申請者の生活実態を把握するために必要であると考えられる認知症の問題行動に関する9項目を残し、最終的に74項目に整理された。

(2) 審査判定の見直し

① 樹形モデルの見直し

平成13年に実施したタイムスタディを基にした樹形モデルを見直し、新たなタイムスタディ（平成18年度高齢者介護実態調査）に基づく樹形モデルとし、現在の介護に要する時間を反映するようにした。

② 「要支援2」及び「要介護1」の判定を一次判定で実施

「要支援2」と「要介護1」の振り分けについては、二次判定の「介護の手間に係る審査判定」において、「要介護1相当」と判定された後、「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」で行っているが、これを一次判定で行うこととした。

③ 二次判定で一次判定を変更する場合に検証する参考指標の見直し

現行は二次判定で一次判定を変更する場合の参考指標として、「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」、「日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布」「要介護度変更の指標」「状態像の例」を選択することになっていたが、本来の判定基準としての「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」のみを参考指標とするようにした。

④ 重度変更の見直し

運動機能が低下していない認知症高齢者に対する要介護認定を重度変更する場合について、現行の「自動的に要介護状態を重度化する方式」から、「基準時間を積み足す方式」に改めた。

3. モデル事業の結果

見直しによる新たな方式で要介護認定の精度が落ちていないか確認するため、昨年9月22日～10月5日にかけて、第二次モデル事業が実施された。

その結果、二次判定で一次判定の結果より重い介護度に変更する「重度変更」の割合は、全国平均で現行方式の22.0%に対し、新方式では13.3%、要介護度を軽くする「軽度変更」の割合は現行方式で7.8%、新方式では5.0%と、一次判定の結果を二次判定で変更する割合が低下し、精度が高まったとされた。

4. スケジュール

- 20年12月～1月 マニュアル配布
- 21年 1月 新一次判定認定ソフト配布
- 21年 2月 21年3月末日で有効期間が満了する者の更新申請の受付開始（有効期間満了日の60日前から受付）
- 21年 4月 全面施行

地域包括支援センターの愛称決定について

福岡市地域包括支援センターの愛称の決定について

地域包括支援センターは、「名前がわかりにくいので親しみのある愛称をつけて欲しい。」等の声があったため、愛称を募集したところ、全国から612作品の応募があり、この中から、愛称として平成21年4月から「いきいきセンターふくおか」を用いることとしました。

なお、地域包括支援センターという名称は、正式名称としてこれまでどおり併用いたします。

- 1 愛 称 名 いきいきセンターふくおか
- 2 応募者名 原 碩人（はら ひろと）さん（81歳）
福岡市城南区在住
- 3 応募者が愛称をつけた理由
その人らしく暮らし続けることができるということは、「いきいき」と生活するということだと思いますので、この愛称にしました。
- 4 応募総数 612点
- 5 募集期間 平成20年9月1日から10月3日
- 6 選 考 市民、学識経験者、保健・医療・福祉関係者から構成される地域包括支援センター運営協議会委員17名により決定
- 7 賞 品 賞状及び副賞3万円
- 8 選考理由 「高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることを応援するセンター」であることを言葉の響きや文字からイメージでき、さらに高齢者が覚えやすい愛称であること。
なお、612作品のうち49作品に「いきいき」や「生き生き」が用いられていた。
- 9 表 彰 式 平成21年3月25日（水）アクロス福岡にて開催を予定している介護予防に関する講演会イベントのなかで表彰式を開催予定
- 10 愛称の使用開始 平成21年4月から